

英国における低炭素電力の CfD の発展

-英国政府の協議回答の公表により、低炭素発電のための英国のインセンティブ制度について、今後更新される内容が発表されました。

ビクトリア・ジャッド

- 英国政府は、2020 年 3 月に実施された低炭素発電の差金決済取引(CfD)に関する協議に対する回答を昨年末に公表しました。
- 2021 年後半に実施される次期 CfD 競争入札に、浮体式洋上風力発電は、独特な技術タイプとして含まれることとなっており、この新技術は CfD 獲得に有利な状況です。
- 現在では「グリーン」ではないと考えられている石炭バイオマス発電プロジェクトは、新規 CfD の対象外となります。

英国政府と産業界の協議結果

英国政府は、2014 年に初めて導入された低炭素発電スキームの CfD 制度を改正するために、2020 年 3 月に産業界と協議を行い、その協議の回答が 2020 年 11 月 24 日に公表されました。

協議の回答では、CfD 制度の多くの変更が示されています。今後、再生可能エネルギー分野に最も影響を与えるのは、浮体式洋上風力発電と石炭からバイオマスへの転換プロジェクトです。協議では、CfD やその他の補助金メカニズムの開発において今後興味深い分野となりうる、再生可能エネルギー発電所と蓄電ソリューションの共同設置についても議論されました。

洋上風力発電

洋上風力発電の固定洋上技術と浮体式洋上技術は、CfD の目的においては、2 つの異なる技術として扱われるようになります。海底固定式洋上風力発電は、CfD の次期競争入札や割当ラウンドでは、他に競合する技術の存在しない独自の技術カテゴリーに分類されます。その一方で、浮体式洋上風力発電は、その他の現在開発途上の技術(潮流発電、波力発電、及び CHP を用いた専用バイオマスなど)と同じ技術カテゴリーに分類され、これらの技術とともに入札することとなります。

浮体式洋上風力発電の定義は、関連する規制や CfD 契約に明記される必要があります。この定義は、水深が 45m を超える海底のエリアに適用されることが意図されています。浮体式洋上風力発電が水深 60m 以上に適用されるという現在の想定されている立場よりも、この定義は水深が浅

くなりますが、浮体式基礎がより多く設置され、適当な海底のエリアがより多く開発されることを可能にすると考えられます。

浮体式洋上風力発電プロジェクトが段階的に導入されるかについては、依然として不明確なままとなっています。この点については、英国政府の別の協議の対象となっています。段階的開発は、大規模な洋上風力発電所を最大で3段階に分けて順次開発することができる手段です。浮体式洋上風力発電の現在の市場規模を考慮すると、商業的な浮体式洋上風力発電プロジェクトの数はいまも限定されているため、この決定の重要性は2021年のCfD割当ラウンドでは低いと考えられます。しかし、浮体式洋上風力発電のプロジェクト規模が固定式洋上風力発電と同規模になり始めているため、浮体式洋上風力発電プロジェクトへの段階的開発の適用は、やがて大規模な計画開発に確実に役立つでしょう。

バイオマス発電

今後のCfDの割当ラウンドでは、石炭からバイオマスへの転換プロジェクトは対象となりません。これは、以前に政府がバイオマスへの補助金を削減したことと一致しています。

しかし、英国政府は、バイオエネルギーと炭素回収及び貯蔵を別々に検討し続けており、バイオマスの調達方法や使用方法を検討する新たな政府横断のバイオマス戦略を発表しました。バイオマスプラントの持続可能性の程度は多種多様です。海外から大量のバイオマスを輸入する大規模なバイオマスプラントは、環境の観点から正当化が難しいかもしれない一方で、地元で調達した廃バイオマスを燃焼させている小規模なプラントには、ネットゼロを目指すことにメリットがあるといえるでしょう。もちろん、英国政府は、この分野での戦略をより検討し、明確にしていく意向です。

いずれにしても、英国政府は、2018年の協議で初めて議論されたように、次回のCfDの割当ラウンドでは、最低総合効率70%（正味発電量）とGHG閾値29kCO₂e/MWhが、次回のCfDの割当ラウンドに適用されることを確認しました。

再生可能エネルギー発電所と蓄電設備の共同設置

英国政府はまた、CfDプロジェクトにおいて蓄電設備の共同設置が直面する障壁について報告しました。

蓄電設備は、CfDの恩恵を受ける発電所に設置することができますが、現在、そのような蓄電設備は発電設備とは別で計量されなければなりません。リチウムイオン蓄電は、短期的な蓄電ソリューションを提供することができますが、水素蓄電であれば周期的なエネルギーの蓄電ソリューションを提供することができます。いずれの形態の蓄電が設置されたとしても、追加で計量しなければならないことは発電事業者にとってコストの負担になると考えられます。さらに、CfDの恩恵を受ける発電事業者は、CfD契約の既存の標準的な条件により、運用開始後に設置場所に大幅な変更を加えることができないという制約を受けています。

さらなる制約は、技術固有のものであります。例えば、水素蓄電と共同設置されている洋上風力発電の場合、開発者はOffshore transmission owners (OFTO)の資産を所有することができず、このため、陸上の蓄電資産が設置されるネットワークインフラを所有することができません。これは、水素蓄電が浮体式洋上風力発電と並行して開発される場合には、これら2つの技術の相乗効果を開発者が活用することができないため、問題となります。

英国政府の見解は、ネットゼロを達成するためには柔軟性が必要であり、柔軟に制度を早めるための適切な変更を決定するには、さらなる作業がこの分野では必要であるというものです。2021年に予定されている次の割当ラウンドでは現在のストラクチャーに変更はありません。しかし、英国政府は、別の機会を設けてさらなる意見や情報の提供を求めています。

まとめ

協議の結果は、市場の期待に沿ったものであり、浮体式洋上風力発電のような新技術に関しては、CfD 制度が柔軟に対応できることを示しています。さらなる協議は、海洋技術に関して行われ、蓄電設備の共同設置に関する根拠に基づく情報提供を照会します。したがって、CfD 制度は、これらの協議と予想される英国政府のエネルギー白書の両方に対応して、発展していくこととなります。

本稿の原文(英文)につきましては、[The Evolution of UK CfDs for Low-Carbon Electricity](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永 (日本語版監修)
31 West 52nd Street
New York, NY 10019
+1.212.858.1187
fusae.nara@pillsburylaw.com

Victoria Judd
Tower 42, Level 21
25 Old Broad Street
London, EC2N 1HQ, UK
+44.20.7847.9713
victoria.judd@pillsburylaw.com

松田真規 (日本語版作成協力)

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美
satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2021 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.